

新たな地域医療再生計画の策定について

○ 経 緯

平成 22 年度補正予算において、地域医療再生基金（※）に係る交付金の拡充が盛り込まれる各都道府県で地域医療再生計画案を提出、国の審査のうえ、交付額が決定

※ 地域医療再生基金

国の交付金（50 億円）を財源に各都道府県で設置。平成 25 年度までの間、この基金を順次取り崩しながら事業を実施

○ 平成 21 年 12 月策定の本県地域医療再生計画

【対象地域】尾張地域（海部医療圏及び尾張西部医療圏）

東三河地域（東三河北部医療圏及び東三河南部医療圏）

【事業内容】① 医師育成・派遣体制の構築

② 救急医療体制の構築

③ 周産期医療体制の構築

【対象地域】 3 次医療圏単位（都道府県単位）※北海道のみ 6 地域

【予算総額】 2,100 億円（基礎額 15 億円×52 地域＋加算額 1,320 億円）

⇒各地域 120 億円が限度（東日本大震災の被災 3 県（岩手、宮城、福島）は 120 億円確保）

【条件等】 ・ 50 億円以上の計画 施設整備費として 2 億円以上の基金が交付される医療機関全体で原則として 10%以上の病床削減を行うこと。（非過剰地域は 5%以上）

・ 80 億円以上の計画 病院の統合再編を行うこと。

・ 施設整備費にあっては事業者等負担が総額の 1/2 以上であることが評価の目安

【計画期間】 平成 25 年度まで

【提出期限】 平成 23 年 6 月 16 日

「地域医療連携のための有識者会議」（座長：名古屋大学医学部附属病院 松尾病院長）において検討（医療圏ごとに開催した地域医療連携検討ワーキング等で意見聴取）

○ 内 示（平成 23 年 10 月 14 日）

8 億 2,244 万 9 千円（被災 3 県を除き全国で 3 番目）

○ 交付申請（平成 23 年 11 月 4 日）

内示額に基づき計画を策定し（概要は次頁以降）、国へ交付金の申請